国会事項

開会式

第百八十四回国会の開会式は、八月二日天皇陛下の御臨席のもとに参議院議場において行われた。

衆議院議長は、次の式辞を述べた。

天皇陛下の御臨席を仰ぎ、第百八十四回国会の開会式を行うにあたり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し述べます。

去る七月二十一日に参議院議員通常選挙が行われ、本日、臨時国会が召集されました。

われわれ衆参両院の議員は、新たな民意の下に構成された国会において、当面する内外の諸情勢に的確かつ迅速に対処するため、充実した審議を行い、国政の円滑な進展に万全を期さなければなりません。

開会式にあたり、国会議員としてのわれわれに課せられた使命にかんがみ、日本国憲法の精神にのっとり、おのおの最善をつくして主権者たる国民のために任務を遂行し、もってその信託にこたえようとするものであります。

次に、天皇陛下から次のおことばを賜った。

本日、第百八十四回国会の開会式に臨み、参議院議員通常選挙による新議員を迎え、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

ここに、国会が、国権の最高機関として、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。

衆議院

議事日程

八月二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号

平成二十五年八月二日（金曜日）

午前十時開議

第一　議席の指定

第二　会期の件

第三　常任委員長の選挙

参議院

議事日程

八月二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号

平成二十五年八月二日（金曜日）

午前十時開議

第一　副議長辞任の件

第二　議長の選挙

第三　議席の指定

第四　常任委員の選任

第五　常任委員長の選挙

第六　憲法審査会委員の選任

第七　政治倫理審査会委員の選任

第八　会期の件

人事異動

内閣

外務審議官

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））　鶴岡　公二

同　鶴岡　公二

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（国立保健医療科学院次長）　厚生労働技官　上家　和子

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房健康・医療戦略室次長を命ずる

（外務省大臣官房審議官（併））

欧州局）外務事務官　山田　淳

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を免ずる（以上七月二十二日）

内閣府本府政策調査員　半田　容章

同　松平　宏道

内閣官房ＰＦＩ法改正法案等準備室室員に併任する（各通）（七月二十三日）

国務大臣　谷垣　禎一

国家公安委員会委員長古屋圭司帰朝につき国家公安委員会委員長事務代理を免ずる

同　谷垣　禎一

内閣府特命担当大臣古屋圭司帰朝につき内閣府特命担当大臣（防災担当）事務代理を免ずる（以上七月三十一日）

国務大臣　林　芳正

○環境大臣臨時代理解職

環境大臣石原伸晃帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　林　芳正

内閣府特命担当大臣石原伸晃帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）事務代理を免ずる

吉田　潤　藤田　順三

田尻　和宏　篠原　守

特命全権大使に任命する（各通）

柳　麻理

（小林　麻理）

検査官に任命する（以上八月一日）

内閣法制局

（東京地方検察庁）検事　岡田　幸人

内閣法制局参事官（第二部）に併任する

（同）検事兼内閣法制局参事官　森　英明

内閣法制局参事官（第二部）の併任を解除する

（外務省国際連合日本政府代表部参事官）外務事務官　石垣　友明

内閣法制局参事官（第三部）に転任させる　内閣法制局参事官（第三部）　中村　和彦

外務省に出向させる（以上八月一日）

（総務省大臣官房秘書課課長補佐）総務事務官　川崎　穂高

内閣法制局参事官（第一部）に昇任させる

内閣法制局参事官（第一部）　溝口　洋

総務省に出向させる（以上八月二日）

内閣府

侍従　佐々木克之

願に依り本官を免ずる

柳　麻理

（小林　麻理）

願に依り民間資金等活用事業推進委員会委員を免ずる

柳　麻理

（小林　麻理）

願に依り官民競争入札等監理委員会委員を免ずる（以上七月三十一日）

西野　博之

侍従に任命する

生島佳代子　清水　至

関根　愛子

官民競争入札等監理委員会専門委員に任命する

任期は平成二十六年三月三十一日までとする（各通）

北村　歩　田中　進　本間　正義

松本　武　渡邉　美衡

規制改革会議専門委員に任命する

任期は平成二十七年三月三十一日までとする（各通）

藤澤　秀敏

内閣府独立行政法人評価委員会委員に任命する（以上八月一日）

宮内庁

式部官

奥山　爾朗

外務省に出向させる

（外務省総合外交政策局人権人道課長）外務事務官　阿部　康次

式部官に転任させる（以上八月一日）

金融庁

（証券取引等監視委員会事務局証券検査官）内閣府事務官　大河原美知

願により本官を免ずる（七月三十一日）

（内閣府政策統括官付）内閣府事務官　坪内　浩

総務企画局参事官を命ずる

（財務省大臣官房付）財務事務官　鈴木　康晴

内閣府事務官に任命する

総務企画局総務課企画官を命ずる

（東京高等検察庁検事）検事　太田　晃詳

兼ねて内閣府事務官に任命する

兼ねて証券取引等監視委員会事務局次長を命ずる

（東京高等検察庁検事兼証券取引等監視委員会事務局次長）

検事兼内閣府事務官　松井　英隆

内閣府事務官・証券取引等監視委員会事務局次長兼務を免ずる

（総務企画局参事官）内閣府事務官　井内　正敏

内閣府に出向させる（以上八月一日）

法務省

検事　稲川　龍也

司法試験委員会委員に併任する

同　赤根　智子

司法試験委員会委員の併任を解除する（以上七月二十六日）

（広島地方検察庁検事）検事　新田　貴之

辞職を承認する（七月三十日）

（東京高等検察庁検事）検事　加島　康宏

（東京地方検察庁検事）同　高橋　朋子

辞職を承認する（各通）（七月三十一日）